

自動登録普及推進表彰要領

制定 平20. 4. 1

(目的)

- 1 本会は、血統登録における自動登録の普及推進を図るため、この要領によって、都府県の支部又は承認団体に対して予算の範囲内において表彰し記念品を贈るものとする。

(表彰)

- 2 表彰は、当該年度終了後の6月に行うものとする。

(表彰団体の算定)

- 3 表彰は次の2種とする。

(1) 自動登録実施農家戸数・頭数に基づく増加指数によるもの

ただし、自動登録へ移行して3年以上を経過した都府県を対象とし、全血統登録頭数に占める自動登録頭数の割合が20%以上であることを条件とする。

各都府県の増加指数は次により算定する。

$$\text{増加指数} = (\text{当該年度自動登録実施農家数} / \text{前年度自動登録実施農家数} \\ + \text{当該年度自動登録頭数} / \text{前年度自動登録頭数}) \times 100$$

(2) 自動登録の普及に基づく普及指数によるもの

各都府県の普及指数は次の計算式により算定する。

$$\text{普及指数} = \{ \text{当該年度自動登録実施農家戸数} / \text{飼養農家戸数} \\ + \text{当該年度自動登録頭数} / (\text{2歳未満飼養頭数} \div 2) \} \times 100$$

(注) 飼養農家戸数、2歳未満飼養頭数：当該年度の前年2月1日現在における農林水産省発表の畜産統計による。

(表彰点数)

- 4 表彰点数は、第3項にいう2種について、それぞれ殊勲賞1点、敢闘賞2点、努力賞5点とする。ただし、実績により点数を変更することがある。

(実施期間)

- 5 この要領は、平成20年度から当分の間実施する。